

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
その翌日)

目 次

◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

国民体育大会準備局設置規則の一部を改正する規則

六

に改める。

第六条第一項の表中

職員厚生課

厚生係・業務係・福祉係・職員診療

所・
を

職員厚生課

管理係・厚生係・健康管理係・福祉係・
職員診療所・職員会館

に、

消防防災課

消防係・防災係・保安係・無線係

に、

消防防災

消防係・防災係・保安係・無線係

に、

厚生援護課

総務室・老人福祉
係・更生係・特別

室・社会係・保護係・更生係・老人

に、

厚生援護課

総務室・老人福祉
係・更生係・特別

係・特別医療係・調査係・補償係

を

厚生援護課

総務室・老人福祉
係・更生係・特別

対策室・社会係・保護係

医療係・調査係・補償係

に、

都市計画課

審査係・計画係・区画整理係

下水道課

管理係・企画指導係

公園綠地係

都市開発課

管理係・企画係・換地係・建

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県規則第二十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県知事 平林鴻

三

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を
次のように改正する。

目次中「第十六款 水産試験場（第一百四十六条—第一百四十八条）」を
「第十六款 水産試験場（第一百四十六条—第一百四十八条）」を

第十六款の二 栽培漁業試験場（第一百四十八条の二—第一百四十八条の四）
第十六款の三 栽培漁業センター（第一百四十八条の五・第一百四十八条の

・街路係・

設係

を

都市計画課

審査係・計画係・区画整理係・街路係
公園緑地係・開発係

下水道課

管理係・企画指導係

を

鳥取県森林審議会

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六
項についての知事に対する答申及び関係行政
に、に改め、同条第二項中「公聴係を」の下に「、民生部厚生援護課老人福祉
対策室に施設係及び福祉係を」を加える。第十一条商工指導課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、以下一
号ずつ繰り上げる。第十二条水産課の項第七号中「漁撈」を「漁ろう」に改め、同項第十四
号中「水産試験場」の下に「、栽培漁業試験場、栽培漁業センター」を加
える。第十三条都市計画課の項第一号中「(県が施行する都市改造事業に係る
ものを除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

六 都市開発事務所に關すること。

第十三條都市開発課の項を削る。

第十八条の表中

鳥取県森林審議会	森林法(昭和二十六年法律第二 項についての知事に対する答 申及び関係行政 に、
鳥取県林業構造改善事 業審議会	鳥取県林業構造改善事業審議会 による林業構造改善事業に係 る重要な事項についての調 査審議に關する事務

百四十九号)第六十八条第二項の規定による森林に關する重要
事務

条例(昭和三十九年八月鳥取県条例第五十四号)第二条の規定
計画地域の指定、計画の認定並びに計画の樹立及び実施の指導
審議に關する事務

林務課

十八条第二項の規定による森林に關する重要
事務に關する事務

林務課

に、

鳥取県都市計画地方審
議会都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七条
の調査審議及び都市計画に關する事項の調査審議に

鳥取県開発審査会

都市計画法第七十八条第一項の規定による同法第五
条の権限に属させられた事項を行なう事務鳥取県屋外広告物審
議会鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条
告物に關する重要事項の調査審議及び広告物に關す鳥取都市計画事業鳥取
駅前土地区画整理審議
会土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)
の補償金の交付に關する事項について同法によりそ
れの権限に属させられた事項を行なう事務鳥取県屋外広告物審
議会土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)
の補償金の交付に關する事項について同法によりそ
れの権限に属させられた事項を行なう事務鳥取県土地区画整理事
業補償審議会土地区画整理事業の施行による建築物その他の
補償金の交付に關する事務鳥取県土地区画整理
事業紛争調停委員会土地区画整理事業の施行による建築物その他の
補償金の交付に關する事務鳥取駅前土地区画整理
事業紛争調停委員会土地区画整理事業の施行による建築物その他の
補償金の交付に關する事務土地区画整理事業の施行による建築物その他の
補償金の交付に關する事務

百四十九号)第六十八条第二項の規定による森林に關する重要
事務

条例(昭和三十九年八月鳥取県条例第五十四号)第二条の規定
計画地域の指定、計画の認定並びに計画の樹立及び実施の指導
審議に關する事務

第一項の規定による同法によりその権限に属させられた事務

十一条第一項に規定する審議請求に対する裁決その他同法によ

例第三十一号)第十一條の規定による知事の諮問に応じて広
る重要事項についての知事に対する建議に関する事務

五十六条第三項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減
の権限に属させられた事項の調査審議に関する事務

五年十月鳥取県条例第五十三号)第一条の規定による県が施
行地区内における宅地又は宅地に存する建築物その他の工
事務

都市計画課

鳥取県都市計画地方審議会	都市計画審議(昭和四十三年法律第百号)第七十七条 の調査審議及び知事の諮問に応じて都市計画に関する 事務
鳥取県屋外広告物審議会	都市計画法第七十八条第一項の規定による同法第五 りその権限に属させられた事項を行う事務

鳥取都市計画事業審議会	鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条 款)に応じて広告物に関する重要な事項の調査審議 する事務
-------------	--

改める。
第二十六条中「行政連絡部」を「商工観光部」に改める。

鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条 款)に応じて広告物に関する重要な事項の調査審議 する事務	五十六条第三項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減 の権限に属させられた事項の調査審議に関する事務
--	--

米子駅前通り土地地区画整理事業補償審議会委員会	鳥取県土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停 についての調査審議に関する事務
-------------------------	---

土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停
についての調査審議に関する事務

鳥取県土地区画整理事業補償審議会委員会

都市計画課

に

第七十九条の表鳥取県立厚生病院の項中

「内科」

(設置)
第十六条の三 栽培漁業センター

に改める。

精神科	
-----	--

第一百四十七条第一号中「漁撈、増殖等」を「漁ろう、水産資源等」に改め、同条中第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第一百四十八条中「飼養科」を削る。

第四章第五節第十六款の次に次の二款を加える。

第十六条の二 栽培漁業試験場

(設置)

第一百四十八条の二 栽培漁業試験場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県栽培漁業試験場	東伯郡泊村		

(分掌事務)

第一百四十八条の三 栽培漁業試験場は、次の各号に掲げる栽培漁業に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。

一 水産動植物の増殖及び養殖についての試験研究及び調査に関すること。
二 水産動植物の種苗の生産に関すること。
三 その他栽培漁業の促進に関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

第一百四十八条の四 栽培漁業試験場に総務課、生産技術科及び増殖開発科を置く。

(内部組織)

2 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部

名	称	位	置
鳥取県栽培漁業センター	東伯郡泊村		

第一百四十八条の六 栽培漁業センターは、栽培漁業に係る次の各号に掲げる事務を分掌する。

一 水産動植物の種苗の生産に関すること。

二 水産動植物の種苗の放流及び配付に関すること。

三 その他栽培漁業の促進に関すること。

第一百五十六条第一項の表鳥取県鳥取土木出張所の項中

土木出張所の項中	「建築課	建築係・營繕係	」を
			「建築課
			」を

「建築課」を改め、「建築係・營繕係」に改める。

附則

(施行期日)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

第一百四十八条の四 栽培漁業試験場に総務課、生産技術科及び増殖開発科を置く。

(内部組織)

2 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部

5 昭和56年3月27日 金曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第16号 (第三種郵便物認可)

を次のように改正する。

別表第一中「都市開発課 都開」を削る。

国民体育大会準備局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十八号

国民体育大会準備局設置規則の一部を改正する規則

国民体育大会準備局設置規則(昭和五十五年三月鳥取県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(課及び内部組織の設置)

第二条 国体準備局に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課に内部組織として当該下欄に掲げる係を置く。

競技式典課	調整課	総務課	課	内部組織
競技運営係・式典係	施設係・宿泊輸送係	総務係・企画広報係		

第四条第一項中「主幹」を「係長」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。